

盛り上げよう！  
10月27日(土)・28日(日)

# 第28回所沢市民フェスティバル 参加者・参加団体を募集

10月27日(土)・28日(日)に所沢航空記念公園で開催される所沢市民フェスティバルへの参加者・参加団体を募集します。

募集期間 8月1日(月)～24日(金)  
受付場所 所沢市民フェスティバル実行委員会事務局(市役所2階・コミュニティ推進課内/〒359-8501・並木1-1-1)

【注意事項】  
①参加者・参加団体などの方には、運営や開催翌日の全体清掃等に協力していただきます。  
②各コーナーとも所沢市暴力団排除推進活動の趣旨に基づき、暴力団ならびに関係する方の参加はお断りします。  
③申し込み後、明らかに変わった場合は、申し込みを取り消します。  
④食品販売などについては、「紙製容器の使用」をお願いします。  
⑤各コーナーで参加資格・応募方法が異なりますので、必ず応募要領をご確認ください。  
⑥応募要領・申込用紙は実行委員会事務局で配布しています。なお最新情報はホームページ(アドレス: <http://www.tokozawafes.com>)でもご覧になれます。

【企業コーナー】  
内容 企業の業務内容を広く紹介するカラオケのコーナー  
参加資格 市内で活動カラオケしている個人・団体  
参加費 2000円/1人  
申込方法 同事務局へ直接  
①申し込み後、実行委員会での可否を決定します。

【楽しい街角歌のフェスティバル】  
内容 公園内特設ステージで行われるカラオケのコーナー  
参加資格 市内で活動カラオケしている個人・団体  
参加費 2000円/1人  
申込方法 同事務局へ直接  
①申し込み後、実行委員会での可否を決定します。

【ふれあいステージ】  
内容 公園内特設ステージで行われる自由な表現活動  
参加資格 市内在住・在勤の個人または団体  
参加費 2千円(1ステージ30分)  
申込方法 同事務局へ直接

【雨天中止です。なお、中止の場合でも参加費はお返ししません。】  
【企業コーナー】  
内容 企業の業務内容を広く紹介するカラオケのコーナー  
参加資格 市内で活動カラオケしている個人・団体  
参加費 2000円/1人  
申込方法 同事務局へ直接  
①申し込み後、実行委員会での可否を決定します。

【ストリートパフォーマンス】  
内容 27日(土)に野外ステージで行われるダンス、ピアノ、大道芸など  
申込方法 同事務局へ直接  
【留意事項】  
①物品などの販売は認めません。  
②テント・机等の備品類を使用する場合は、実費をいただきます。  
③1区画は3・6m×5・4mです。  
④1団体あたりの区画の制限はありませんが、申し込み多数の場合は制限することがあります。

【市民ホールコーナー】  
内容 市民団体および市内の商業者による物品販売・展示  
参加資格 市民団体、市内商業者  
定員 70区画(応募多数の場合は抽選)  
【留意事項】  
①食品を扱う場合は、臨時食品店の開催届、従事する方の保菌検査(検便)・成績書をあわせて提出してください。なお、同成績書は所沢保健所に提出します。  
②申し込み後、所沢警察署へ名簿の照会を行い、暴力団ならびに関係する方と判明した場合は、申し込みを取り消します。

【太鼓フェスティバル】  
内容 太鼓演奏・パフォーマンス(27日(土)・28日(日))  
参加資格 太鼓サークル・団体  
申込方法 同事務局へ直接  
問い合わせ 所沢市民フェスティバル実行委員会事務局(コミュニティ推進課内/ ☎2998-9008・FAX2998-9162)

【本鼓フェスティバル】  
内容 太鼓演奏・パフォーマンス(27日(土)・28日(日))  
参加資格 太鼓サークル・団体  
申込方法 同事務局へ直接  
問い合わせ 所沢市民フェスティバル実行委員会事務局(コミュニティ推進課内/ ☎2998-9008・FAX2998-9162)

## ～来夏の夏インターハイ開催！彩夏到来08埼玉総体～ 所沢市総合ポスターデザイン画および競技種目別プログラム表紙デザイン画を募集します

いよいよ全国高校総体(インターハイ)「彩夏到来08埼玉総体」の開催まであと1年となりました。

所沢市では、市民体育館をメイン会場に、パドミントン競技と男子バレーボール競技が開催されます。高校生最大のスポーツの祭典であるインターハイを多くの方にお知らせし、全国から集う大会参加者等を中心かく迎える方が来場されます。大会の成功と市のイメージアップに向けて市民の皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

応募資格 次のいずれかに該当する高等学校・盲・ろう・養護学校(高等部)に在学する生徒  
▼所沢市内に在住  
▼所沢市・狭山市内の学校に在学  
【募集作品および内容】  
●所沢市総合ポスターデザイン画 所沢市で開催される競技(パドミントン・男子バレーボール)をイメージするもの  
●競技種目別プログラム表紙デザイン画 パドミントン競技または男子バレーボール競技

【作品基準】  
●所沢市総合ポスターデザイン画は、所沢市で開催されるスポーツの祭典としてふさわしいものとします。  
●競技種目別プログラム表紙デザイン

### 高校総体記念イベント 「バドミントン好き集まれ!!」 参加者募集!

平成20年に開催される全国高校総体(インターハイ)では、本市を会場にバドミントン競技とバレーボール競技(男子)が開催されます。このたび、バドミントンを皆さんに親しんでいただくため、対象者に合わせた講習会および練習会を行います。経験、未経験を問わず、だれもがバドミントンを楽しむことができるよい機会です。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

とき	部門	対象	受付	時間
9月10日(日)	午前の部	ジュニア(小学生、中学生)	午前9時～	午前9時30分～正午
	午後の部	一般(高校生以上)	午後1時～	午後1時30分～4時30分

ところ 市民体育館(並木5-3)  
持ち物 バドミントンができる服装、バドミントンラケット、体育館履き、タオル  
講師 企業または大学の現役選手、市バドミントン連盟指導者ほか  
◎参加料は無料です。  
申し込み・問い合わせ 8月6日(月)から9月3日(月)までに、平成20年全国高等学校総合体育大会所沢市実行委員会事務局(市役所6階・高校総体推進室内/ ☎2998-9437・FAX2998-9167)へ直接または電話・FAX

◆画材は、ポスターカラーまたは水彩絵の具を原則とし、使用する色数は制限しません。  
◆デジタルデザインによる作品も可  
◆作品には、大会名称・シンボルマークおよびスローガン等は、記入しないでください(所沢市実行委員会が必要事項を記入します)  
◆応募方法 9月3日(月)までに、作品の裏面に必要事項(学校名、学年、氏名、ふりがな、作品の意図)を  
9167)

## 8月19日(日) 災害から家族・地域を守ろう 所沢市総合防災訓練

3月25日に能登半島沖を震源とする大地震が発生しました。この地震は、一昨年に発生した福岡県西方沖地震について、「比較的、地震の発生は逼迫していない」とされる地域で発生し、「日本列島に地震の安全地帯なし」ということを痛感させられました。地震はいつ発生するか予測が困難です。一度発生すれば甚大な被害をもたらす、市民生活を一変させてしまいます。地震への備えは、まず身近でできることから、着実に取り組むことが重要となります。今年度の総合防災訓練は、地域にお住まいの皆さんが災害が発生したときに協力し、助け合えることを目的に次の3つの訓練を行います。

- ①各地区1会場から複数会場地域住民が主体となった自主防災活動訓練
  - ②各出張所および並木公民館に設置する現地災害対策本部設置訓練
  - ③市庁舎に設置する災害対策本部設置訓練
- 大切な家族・地域を守るため、市民の皆さんの積極的な参加をお願いします。



訓練に取り組む中学生の皆さん  
撮影/市民カメラマン・中村 仁

地区	訓練会場	地区	訓練会場		
所 沢	明峰小学校	松 井	牛沼小学校 松井小学校 安松小学校 東中学校 安松中学校	小 手 指	上新井小学校 小手指小学校 北野小学校
山 口	榎峰小学校 泉小学校 山口中学校	吾 妻	荒幡小学校 北秋津小学校 南小学校 南陵中学校 松が丘中央公園	柳 瀬	柳瀬小学校 東所沢小学校
三ヶ島	若狭小学校 三ヶ島小学校	新 所 沢	向陽中学校 所沢中学校 緑町中央公園	新所沢東	美原小学校
並 木	中央小学校	富 岡	西富小学校		

内容 情報収集・伝達訓練、避難誘導訓練、避難者名簿作成訓練など  
◎訓練時間・内容・会場の詳細は、地区により異なりますので各出張所または並木公民館へお問い合わせください。  
当日は、午前8時15分から各会場に設置されている固定系防災行政無線(放送塔)により訓練のための放送を行います。近隣の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。  
問い合わせ 危機管理課(☎2998-9399・FAX2998-9042)

## 防犯に関する標語募集中!

所沢市防犯協会では、「防犯に関する標語」を募集します。あなたが防犯に関して思ったことや考えたことを表現してみませんか。  
募集内容 防犯に関するさまざまな標語  
応募資格 市内在住の方  
応募方法 作品(1人1編)、住所、氏名、年齢、電話番号と、Eメールアドレス(ある方のみ)をご記入のうえ、市役所2階・防犯対策室(〒359-8501・並木1-1-1/FAX2996-0015・Eメールアドレスa9090@city.tokorozawa.saitama.jp)へ直接・郵便・FAX・Eメールのいずれかの方法  
応募期間 8月1日(月)～31日(金)  
審査 市防犯協会が定めた選考委員会が入賞作品を決定  
表彰 優秀作品は10月16日(火)に開催予定の所沢市民大会で表彰  
◎入賞作品は、市ホームページなどで発表するほか、地域安全活動に活用させていただきます。  
なお、応募に関する個人情報、表彰のための連絡および発表以外には使用しません。  
問い合わせ 防犯対策室(☎2998-9090・FAX2996-0015)



## ◆第8回特別弔慰金◆ 請求受付中◆

戦没者等の遺族に対する第8回特別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。  
(平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給権を取得した方  
(2)戦没者の子  
(3)戦没者等と生計関係を有していた別弔慰金は、先の大戦で公務等のために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族に対し、終戦60周年の機会をとらえて国(厚生労働省)が弔慰の意を表すため支給するものです。  
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。  
◎第8回特別弔慰金をすでに請求されている方は、再度請求手続きをする必要はありません。  
支給対象者 平成17年4月1日において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料や遺族年金等の支給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人  
◎戦没者等の死亡当時生まれていたことが要件です。子については戦没者等の死亡当時の胎児も